塩谷郡 市医師会 リレーコラム

# 知って得する

- ♣ ご意見、ご質問、取り上げてほしい病気などありましたら、〒329 -1312さくら市桜野1319-3さくら市氏家保健センター内 塩谷郡市医師会までお便りをお寄せください。
- 国眼(豆)知識 ♣問い合わせ/塩谷郡市医師会 ☎028(682)3518

### 「放射線被ばくと眼障害」 第7回

加藤 健

かとう眼科院長 (さくら市)

昨年3月の未曾有の大震災から1年半が過ぎまし 28日時点での放射線の空間線量を見ますと、塩谷町船 た。きたる10/28(日)午後1:00~3:00、塩谷町の塩 が違うことがお分かり頂けるかと思います。よって、 射線被ばくについてお悩みの方、ぜひ足をお運びくだはまず無いと考えられます。その他、眼瞼皮膚、角膜、 が、少しでもお役立て頂ければ幸いです。

いて少しお話しします。眼の組織の中で、最も放射線 ばまず問題はないと思います。以上、眼に関してはほと が混濁し、進行すると白内障になります。どのくらい 身の回りのことに関するお悩みにつきましては、ぜひ の被ばくで白内障が生じるかと言いますと、1年間で 今回の市民公開講座をお聴きください。 の総被ばく量がおよそ150mSvとされています。8月

た。復旧・復興の進んでいることもあれば、今もまだ 生小学校における線量は、 $0.098 \, \mu \, SV$ /時。また、同時 その被害に悩まされ続けているものもあります。その 刻の宇都宮市の保健環境センターでは、0.047µSv/ 一つ、目には見えない恐怖"放射能"。そんな折、今年 時。その宇都宮での昨年の3月13日から今年の3月12 度の塩谷郡市医師会市民公開講座は「低線量放射線被 日までのモニタリングの積算値は、537μSvです。単 ばくの影響 というテーマで行われることになりまし 純計算で塩谷町を倍と考えても、mSvと uSvとで桁 谷中学校アリーナにて開催されます。お近くの方、放 現時点では放射線被ばくによる白内障が発生すること さい。今後も不安と苦労は尽きないこととは思います。結膜といった部位もあります。これらは先に述べたよ うな高濃度の放射性物質が直接触れることによって障 さて、今回のコラムでは放射線被ばくと眼障害につき客が起こることも考えられますが、現状の線量であれ 感受性が高いのは水晶体です。被ばくによって水晶体 んど心配ありませんが、その他、食物や土壌汚染など

## お知らせ 秋季狂犬病予防注射·畜犬登録

犬の飼主は「狂犬病予防法」により、狂犬病予防注射(毎年1回)と犬の登録(生涯1回)が義務 付けられています。

飼い犬の登録がされていて、今年度狂犬病予防注射を受けていない方に案内ハガキを送付します。 ※当日は、犬の登録(3,000円)もできます。

## 予防注射に必要なもの/

- ・案内ハガキ(問診票に記入願います)
- ※八ガキをお持ちでない場合は、受付に時間がかかります。
- ・料金 3,300円(おつりが出ないよう、ご用意ください。)

## 日時/10月27日(土)

時間	場所	
9:15~9:40	泉公民館(基幹集落センター)・片岡公民館	
9:55~10:20	東原分譲地すずらん公園・片岡中学校	
10:35~11:10	長峰公園駐車場(国道461号側入口)	
10:45~11:00	成田八ッピー会館	
11:20~11:35	東小学校グラウンド南駐車場	
11:30~12:10	木幡神社	
11:50~12:15	市役所体育館前	



問い合わせ/生活環境課 ☎(43)6755

## ねんきん

第2号被保険者(厚生年金保険や共済組合に加入している方)に扶養されている20歳以上60歳未 満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。国民年金保険料は、第 2号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、ご自分で納める必要はありません。

※第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が転職や退職したとき、住所に変 更があったときにも届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
●配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき ●配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ●配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ●配偶者である第2号保険者が65歳になったとき	第3号 <b>➡▶第1号</b>	住所地の市区町村
●本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金や共済組合 に加入したとき	第3号 <b>➡第2号</b>	勤務先
●配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき *例えば厚生年金から共済組合	第3号 <b>➡ 第3号</b> (種別は変わりませ) んが届出が必要	第2号被保険者 の勤務先
●本人の住所が変わったとき	_	第2号被保険者 の勤務先

## 国民年金の加入種別について

## ◆第1号被保険者

自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方などが対象となり、 加入や種別変更の手続きは、市区町村役場の国民年金担当窓口で行います。

## ◆第2号被保険者

会社や官公庁にお勤めの方、つまり厚生年金や共済組合に加入している 方が対象になります。加入手続きは、会社や官公庁が行います。

種別によって、 手続き場所が異 なります。 よくお確かめく ださい。

6

## ◆第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象となり、届出は、 配偶者の勤務先を通じて行います。

問い合わせ/大田原年金事務所 ☎(22)6313 **5**(43)1117 (43)5962 矢板市市民課

